

平成 30 年度 第 4 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	平成 30 年 7 月 25 日(水) 午後 16 時 00 分～午後 16 時 50 分							
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
出席委員 12 名 欠席委員 2 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別		
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	欠		
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出		
	3	岡添 蔦代	出	10	西崎 梅一	出		
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出		
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出		
	6	西口 孝	欠	13	谷口 八千代	出		
7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出			
議事録署名人	1	和喜田 重則		2	畑田 藤志郎			
総会に出席 した者の氏名 推進委員 4 名 事務局職員 2 名	職名		氏名		職名		氏名	
	推進委員		長田 玉夫		推進委員		佐藤 恵子	
	推進委員		埜下 浩孝		推進委員		山本 哲也	
	事務局長		吉村 克己		課長補佐		松本 仁志	
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 議案第 3 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 4 号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)							

平成 30 年度第 4 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から平成 30 年度愛南町農業委員会第 4 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 12 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、1 番、和喜田 重則委員と 2 番、畑田 藤志郎委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号 6 番、御荘平城 4253 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・2,363 m ² でございます。3 条使用貸借でございます。経営面積は 27.2a でございます。なお、借受人は貸付人の後継者であり、新規就農者であります。今回、借受人は宇和島市の農地も 3 条無償移転する申請を宇和島市農業委員会に同時に出しております。先ほど申し上げました経営面積の 27.2a は、宇和島市農業委員会に申請している農地の面積でございます。今回の愛南町の申請と合わせまして下限面積の 50a を超えますので、事前に宇和島市農業委員会事務局と協議しまして、下限面積については問題ないことを確認しております。ただし、許可をするにあたりましては、宇和島市農業委員会に出された 3 条申請が許可されることを条件とする旨の一文を許可書に付し、条件付きの許可といたします。 受付番号 7 番、御荘平山 1651 番外 23 筆、地目・面積は畑・63,752 m ² でございます。3 条有償移転でございます。経営面積は 2,173.2a でございます。譲受人の法人は、譲渡人の法人のグループ会社で、今回、農地の統合を図るため申請が出されております。

	<p>受付番号 8 番、柏 1298 番 1 外 1 筆、地目・面積は畑・995.69 m²でございます。3 条有償移転でございます。経営面積は 62.2a でございます。</p> <p>以上 3 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。6 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>今は 4253-1 は、水田で、長男さんが耕作しています。あとの 2 筆は池の下で畑として、譲渡人が耕作しています。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に 7 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>譲受人の法人は、譲渡人の法人のグループ会社になります。農地は御荘平山・長洲で約 3ha ありますが、約 15 年ほど前に愛媛担い手育成公社から取得をして、主に甘夏を作っております。現場確認をしましたが、問題なく管理しております。今後は、譲渡人の直営農場を全て移行する考えみたいです。今後は譲受人の会社が維持管理していくことになりますが、人が足りなくなったりした場合は、譲渡人の社員がヘルプに入るなどして、畑を荒らすことはないと言っております。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>続いて、説明をお願ひ致します。</p>

委員	<p>緑にも農地があるのですが、〇〇の入口から山の奥に入っていったひとすまいです。主に甘夏と文旦を作っていて、年に何度もいらっしやらないそうですけど、きちっと管理収穫をしていくということで、大丈夫だろうということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に 8 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>譲渡人の会社が廃業いたしまして、そこの社長である譲受人の土地になるということです。廃業したために、今まで倉庫や畑があったのですが、そこを農地にすると聞いています。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。また、受付番号 1 番と 2 番は太陽光発電設備用地の</p>

	<p>案件です。5月の定例会に提案する際、地元説明会を経ていなかったため、当日提案を見送ったものです。この点につきまして、今月6日に地元説明会を済ませたことが確認できましたので、今月、改めて提案するものです。</p> <p>受付番号1番、広見530番外1筆、地目・面積は畑・2,402㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号2番、広見537番2、地目・面積は畑・513㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号8番、蓮乗寺167番外2筆、地目・面積は畑・899㎡でございます。転用目的は資材置場でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号9番、広見3243番4、地目・面積は田・599㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集楽接続」に該当するため、許可は可能と思われま。</p> <p>以上4件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1・2番お願ひ致します。</p>
委員	<p>譲渡人の農地ですが、数年前まではお父さんが管理されとったのですが、亡くなられてからは、譲渡人はよう耕作せんということで、今回の事案になったそうです。場所は、〇〇の簡易水道浄水場からすぐの所にあります。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひしたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
委員	<p>写真の中の建物みたいの何か？</p>
委員	<p>ブロックを積んだ後みたいな、建物があつた跡みたいでした。</p>

委員	ブタ小屋です。
事務局	現地を確認したら、今は取り壊しをしていました。
議長(会長)	他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 次に、8番お願い致します。
事務局	国道の三叉路からすぐ見える場所になります。譲渡人の自宅の裏の農地で、あまり活用していなかった土地に、林業を営んでいる譲受人が、道路から近いということもあると思うのですが、非常に使いやすいということで、自分が材木置き場として使用するということで、譲渡、所有権の移転、地目の変更を申請されております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 次に、9番お願い致します。
委員	譲受人ですが、今度家を建てられるというところの近くに、今マンション暮らしをされております。今回家を建てたいということで、この申請になりました。場所は開発センターからまっすぐ出たところで、〇〇自動車と昔のガソリンスタンドの間を広域農道の方に200mほど入った所です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 6 番、蓮乗寺 309 番 1、地目・面積は畑・746 m²でございます。</p> <p>受付番号 7 番、小山 408 番 1、地目・面積は畑・529 m²でございます。</p> <p>受付番号 8 番、小山 716 番 1 外 1 筆、地目・面積は畑・2,889 m²でございます。</p> <p>受付番号 9 番、中川 396 番、地目・面積は田・469 m²でございます。</p> <p>受付番号 10 番、小山 520 番、地目・面積は田・1,023 m²でございます。</p> <p>受付番号 11 番、小山 525 番、地目・面積は田・1,449 m²でございます。</p> <p>受付番号 12 番、小山 573 番外 2 筆、地目・面積は畑・2,162 m²でございます。</p> <p>受付番号 13 番、小山 723 番、地目・面積は畑・969 m²でございます。</p> <p>場所は、6 番は蓮乗寺の国道交差点あたり、トレーニングセンターの近くになります。</p> <p>7 番、8 番、13 番は小山の本村集会所から増田の国道方面へ県道を 500m ほど進んだあたりになります。</p> <p>9 番は中川の国道沿い、〇〇の近くになります。</p> <p>10 番、11 番、12 番は、東小山集会所から直線距離で西へ 600 m²ほどのあたりになります</p> <p>いずれの対象地の調査年月日は平成 29 年 9 月 22 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではな</p>

	<p>い、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。航空写真をご覧くださいますと、いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われま。また、周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上 8 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>この中で、太陽光にする予定があるのか？</p>
事務局	<p>6 番以外は、太陽光だと聞いております。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 42 番は再設定で、御荘平城 1870 番外 4 筆、地目・面積は田・683 m²、畑・2,433 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 43 番は再設定で、御荘菊川 2500 番外 2 筆、地目・面積は畑・6,075 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 44 番は新規で、家串 495 番外 1 筆、地目・面積は畑・186 m²、賃貸借で生産物は野菜・花、期間は 20 年でございます。</p> <p>受付番号 45 番は新規で、御荘菊川 116 番外 5 筆、地目・面積は畑・26,282.19 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p>

	<p>受付番号 46 番は新規で、御荘平城 639 番外 1 筆、地目・面積は畑・837 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 1 年でございます。</p> <p>以上 5 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。その他、事務局からお願ひします。</p>
事務局	<p>事務局から、一時保留となっております 2 件の案件につきまして、現在の進捗状況の説明いたしますとともに、再度ご審議のほどお願ひしたいと思ひます。まず 1 件目が、6 月 25 日の定例会で提案をいたしました第 5 条申請の受付番号 6 番、増田 1327 番、地目・面積は田・1,829 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備の案件でございます。一時保留となった原因ですが、現地確認が不十分なまま伐採作業を行っていたり、土砂や濁水が流出したりといった工事面での関係業者のずさんな点でございました。これにつきましては町の再生可能エネルギー条例に関わる部分でありますので、担当課の環境衛生課と協議し、関係業者へ指導したうえで始末書の提出を求め、7 月 11 日付けで環境衛生課へ提出されております。この案件につきまして、再度ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
委員	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次を、お願い致します。</p>
事務局	<p>2件目ですが、同じく6月25日の定例会で提案をいたしました第3条の申請になります。受付番号5番、御荘和口75番1外1筆、地目・面積は畑・822㎡でございます。3条有償移転でございます。こちらの一時保留の原因ですが、譲受人の保有地が農地として有効に活用されていないのではないかと、という点でございました。事務局も現地を確認したところ、下草の手入れは一応定期的に行われている状態ではありましたが、桜の木が植えられておりまして、農作物は見当たりませんでした。その後、譲受人に確認をいたしましたところ、今はまだできていないが、今年度中にはブルーベリー、柑橘、渋柿とかを植える予定であるという確約を得ております。再度ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

河野 仁

議事録署名人

和喜田 重則

議事録署名人

文田 藤志郎